

砂糖の調整金の返還制度 活用マニュアル

令和6年4月
独立行政法人農畜産業振興機構

もくじ

| | 頁番号 |
|--------------------------------|-----|
| 1 砂糖の調整金の返還制度の概要 | 1 |
| 2 必要な手続の概要 | 2 |
| 3 必要な手続の進め方 | |
| (1) 機構への届出 | 3 |
| (2) 譲渡証明書の取得 | 5 |
| (3) 輸出証明書類等の入手等 | 5 |
| (4) 調整金の差額返還請求 | 6 |
| (5) 調整金の返還 | 7 |
| 4 作成いただく書類の様式集 | 7 |
| (1) 売買用Webサイト利用届出書 | 8 |
| (2) 製造工場届出書 | 9 |
| (3) 譲渡証明書 | 10 |
| (4) 輸出貨物の製造及び輸出完了報告書 | 11 |
| (5) 売買差額返還請求書 | 12 |
| 5 ご参考 | |
| リーフレット | 13 |
| 全体的な事務手続きの流れ | 14 |

➤ 砂糖の調整金の返還制度とは

- 精製糖会社から購入した砂糖（グラニュー糖や上白糖など）を原料として製造される食品を海外に輸出した場合に、砂糖の購入代金に含まれる調整金（制度負担金）の返還を受けることができる制度です。



➤ 返還される調整金とは

- 精製糖会社は原料糖を輸入する際、砂糖の国内生産を支援するため、トン当たり約10,000～40,000円^(注)を調整金として納めています。^(注)四半期ごとに変動します。
- 本制度を活用すれば、この砂糖を使用した食品を輸出した場合に、その食品に使用した砂糖の調整金相当額の返還を受けることができます。

➤ 対象となる食品とは

- 対象となる製品は下表のとおりです。

| | 区分 | 食品 |
|---|---------------------|--|
| 1 | 砂糖の含有量にかかわらず対象となる食品 | 菓子（ベーカリー製品を含む。） 果実、ジャム、マーマレード、果汁 清涼飲料水、乳酸飲料、トマトジュース、リキュール、甘味果実酒 トマトケチャップ又は野菜を缶、瓶、たるその他の容器に詰めたもの、 加糖粉乳、加糖練乳 甘納豆、おたふく豆、汁粉、ぜんざい、ゆで小豆 シロップ類、砂糖カラメル |
| 2 | その他 | 上記以外で全重量の40%以上の砂糖を含有する食品 |

➤ 食品を輸出した会社の4つの手続き



手続きの詳細は、次ページ以降をご覧ください。

【ステップ1】 機構への届出

1. 売買用Webサイトを利用し、機構へ以下の書類を提出

- ① 売買用Webサイト利用届出書（押印の上、郵送）
- ② 製造工場届出書（Web作成）
- ③ 製造工場届出書の添付資料（Webからアップロード）
（製造工程表、商品の原料の配合比率表（砂糖含む）、第三者機関の発行する商品ごとの砂糖（しょ糖）の含有量が把握できる成分分析表（写し））

2. 機構は書類を審査の上、食品輸出者等にログインID通知書を送付

【ステップ2】 譲渡証明書の取得

- 砂糖の購入先である精製糖会社から譲渡証明書を取得

【ステップ3】 輸出証明書類等の入手等

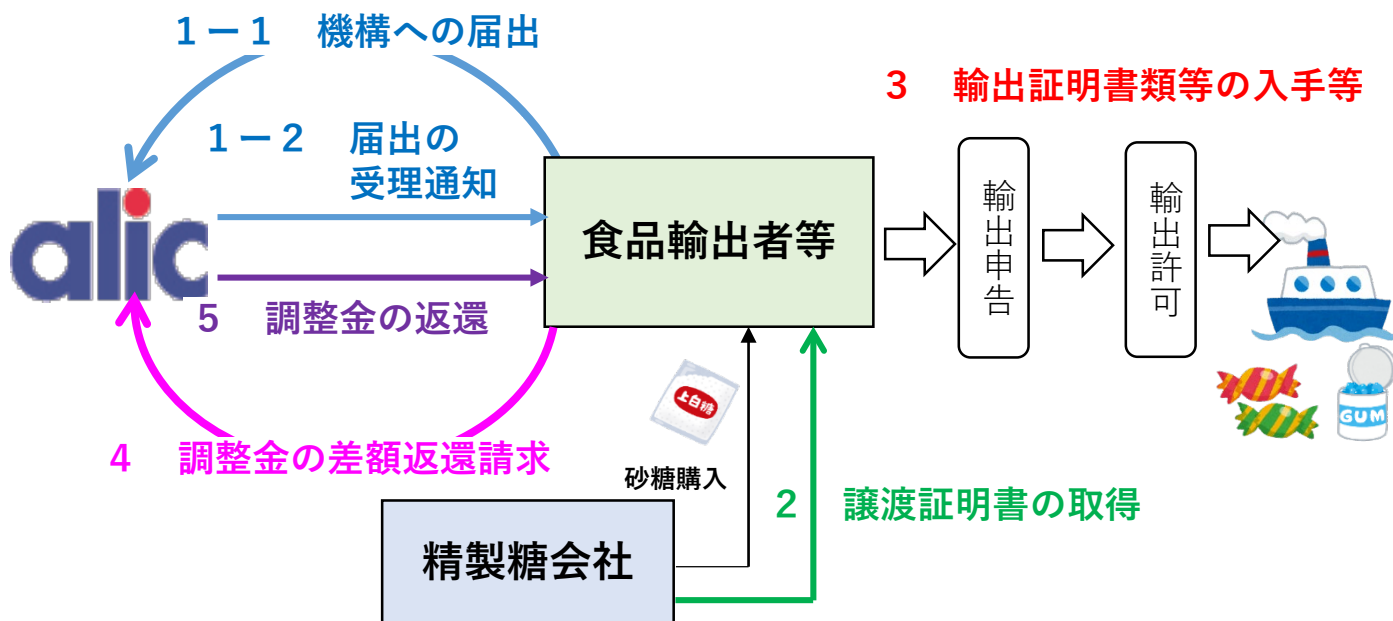
- 輸出報告書類を作成し、輸出許可通知書等を入手

【ステップ4】 調整金の差額返還請求

- ① 輸出貨物の製造及び輸出完了報告書、② 輸出報告書類、③ 返還請求書により調整金の返還を請求

【ステップ5】 機構の審査後、輸出者へ調整金を返還

➤ 手続きのイメージ

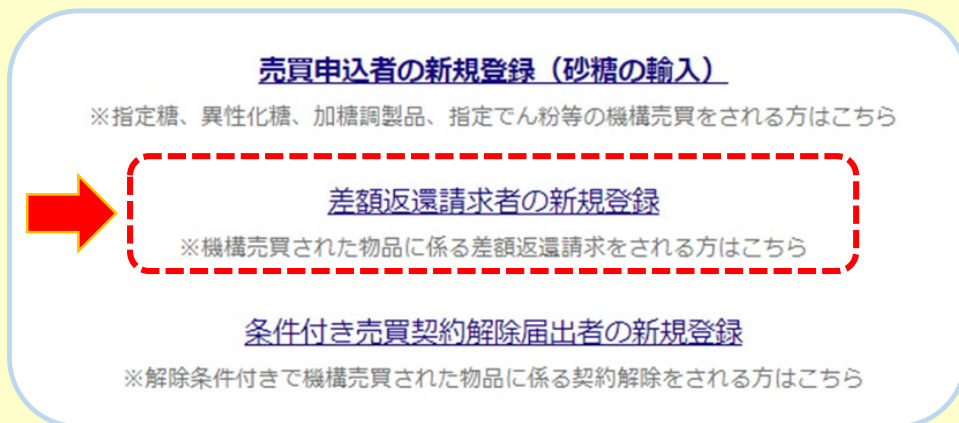


【ステップ1】 機構への届出

- ◆ 以下の売買用Webサイト上に下図の新規登録ボタンがあります。ここから届出を行っていただきます。

※別途、届出のマニュアルを用意しております。

<https://sscs.alic.go.jp/sscs/>



- ◆ 売買用Webサイトを利用し、機構へ提出いただく書類

- ① 売買用Webサイト利用届出書（8頁参照）
- ② 製造工場届出書（9頁参照）

- ◆ 添付書類

- 製造工程表
- 商品の原料の配合比率表（砂糖含む）
- 第三者機関の発行する商品ごとの砂糖（しよ糖）の含有量が把握できる成分分析表（写し）

➤ FAQ（よくあるご質問）

Q1：飴やガムなどで、砂糖の含有量は同じであるものの、香料や色素だけが異なる商品においても、それぞれの商品ごとに第三者機関の成分分析表が必要ですか。

A1：砂糖の含有量が同じであれば、どれかひとつの成分分析表で構いません。なお、原料の配合比率表は商品ごとに提出してください。

Q2：輸出先国によって同じ商品でもインボイス上の商品名が異なる場合は、商品名ごとに第三者機関の成分分析表が必要ですか。

A2：砂糖の含有量が同じであれば、商品名ごとの成分分析表は必要ありませんが、商品名はわかるように届出して下さい。

Q 3 : 「商品の原料の配合比率表」を機構に提出することになっていますが、社外秘のため提出が難しいです。

A 3 : 調整金を納めていただく対象でない国内産のてん菜又はさとうきびを原料とした砂糖や、他社が購入した砂糖は本制度の対象外となります。そのような観点から確認させていただくために、「商品の原料の配合比率表」等を提出していただく必要があります。なお、機構に提出していただいた「社外秘」資料については、機密性の高い資料であることは重々承知しておりますので、調整金の返還に係る砂糖の含有量等を確認することのみに利用しております。

もとより、機構には守秘義務がありますので口外することは一切ありません。

一方で、上記の他にご説明いただける手段がある場合には、他の手段によって本制度の目的を達成できるような説明を行っていただくことでも対応できる場合もありますので、ご希望の際は個別に機構へご相談ください。

【ステップ2】譲渡証明書の取得

- ◆ 砂糖を購入した際、精製糖会社が必要事項を記入した譲渡証明書（10頁参照）を精製糖会社から入手してもらう必要があります。
※譲渡証明書の入手方法については、精製糖会社又は砂糖の購入先にお問い合わせ下さい。

➤ F A Q（よくあるご質問）

Q 4：製糖会社から直接砂糖を購入していないのですが、この場合、どこに問い合わせればよいですか。

A 4：砂糖の購入先（特約店など）にお問い合わせの上、精製糖会社にご連絡して下さい。

Q 5：海外から直接、輸入した精製糖（グラニュー糖など）を使用している場合は、どうすればよいですか。

A 5：海外から直接、輸入した精製糖は、本制度の対象とはなりません。本制度の対象となるのは、海外から原料糖を輸入、調整金を納付し、国内で精製糖会社が精製した砂糖となります。

Q 6：国内産のてん菜又はさとうきびを原料とした砂糖を使用している場合は、どうすればよいですか。

A 6：本制度の対象となるのは、海外から原料糖を輸入、調整金を納付し、国内で精製糖会社が精製した砂糖であるため、国内産のてん菜又はさとうきびを原料とした砂糖は本制度の対象外となります。

【ステップ3】輸出証明書類等の入手等

- ・ 砂糖を使用した食品を輸出した場合、以下の書類を作成又は入手して下さい。

◆ 作成いただく書類

- ・ 輸出単位の砂糖使用量がわかる整理表（任意様式）

◆ 入手していただく書類

- ・ 輸出許可通知書（写し）
- ・ インボイス（商品名がわかるもの）（写し）
- ・ パッキングリスト等（輸出数量がわかるもの）（写し）

➤ F A Q (よくあるご質問)

Q 7 : 輸出貨物の製造及び輸出完了報告書は、いつ提出すればよいですか。

A 7 : 食品の輸出が完了した後、調整金の返還請求時に一緒にご提出ください。なお、複数回分をまとめて提出することも可能です。

Q 8 : 輸出許可通知書の輸出者名が自社ではなく輸出業者名となっている場合は、どうすればよいですか。

A 8 : 輸出業者に委託して輸出している場合は、インボイス等の名義が自社名であるなど特定できれば構いません。

Q 9 : 輸出額が少額で輸出許可通知書に数量が記載されない場合は、どうすればよいですか。

A 9 : 少額貨物の場合、輸出申告の際に数量を省略できますが、省略せずに申告してください。

【ステップ4】調整金の差額返還請求

- Webサイトから差額返還請求申請ができます。サイト上で、輸出貨物数量等のデータを入力いただきますと、以下の書類を作成（出力）することができます。
 - ① 輸出貨物の製造及び輸出完了報告書
 - ② 売買差額返還請求書
- 上記のWebサイトでの申請の中で、以下の添付書類をアップロードし、返還請求申請を行って下さい。
 - ※別途、Webサイト利用に係るマニュアルを用意しております。

◆ Webで作成いただく書類

- 輸出貨物の製造及び輸出完了報告書（11頁参照）
- 売買差額返還請求書（12頁参照）

◆ 添付書類（Web上でアップロード）

- 譲渡証明書（ステップ2で精製糖会社から取得したもの）
- 輸出単位の砂糖使用量がわかる整理表（任意様式）
- 輸出許可通知書（写し）
- インボイス（商品名がわかるもの）（写し）
- パッキングリスト等（輸出数量がわかるもの）（写し）

【ステップ5】調整金の返還

- 機構による調整金の売買差額返還請求書等の審査が終了次第、ご指定の口座に調整金を返還いたします。

➤ FAQ（よくある質問）

Q10：差額返還請求から返還まではどのくらいかかりますか。

A10：提出書類に不備等がなければ、概ね1～2カ月程度となります。

なお、差額返還請求をまとめ過ぎると審査に時間を要する場合がございます。予めご了承ください。

4 作成いただく書類の様式集

- 様式集については、機構ホームページ（<https://www.alic.go.jp/>）に掲載されておりますので、ご活用ください。

独立行政法人 農畜産業振興機構
(エーリック 農畜産機構)

ENGLISH SITE サイトマップ 文字サイズ変更 標準 拡大

サイト内検索 Google 提供 Q 検索 お問い合わせ

HOME 機構について 情報公開 調達情報 採用情報 消費者コーナー 専門用語集

畜産 野菜 砂糖 でん粉

砂糖
砂糖分野の各種業務の情報、情報誌「砂糖類情報」の記事、統計資料など

ホーム > 砂糖 > 各種業務の実施に関する情報 > 調整金徴収業務(指定糖・異化糖・加糖調製品) > 関係規程・様式(指定糖)

関係規程・様式(指定糖) 印刷ページ

最終更新日: 2023年3月31日

関係規程(PDF)

- 1. 指定糖売買要領 [747KB]
- 2. 指定糖又は指定でん粉等に係る製造工場の届出及び実地確認について [339KB]
- 3. 延納金、延滞金及び売買差額返還に係る機構が別に定める割合について [119KB]
- 4. 指定糖、異化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等担保取扱要領 [210KB]

砂糖トピック

- 砂糖の売買手続き
- 各種業務の実施に関する情報
- 砂糖価格調整制度概要図
- 生産者交付金の申請書類
- さとうきび生産者向け奨励品種一覧

| 売買差額返還請求に係る様式

- 輸出貨物の製造及び輸出完了報告書(別紙第12号様式) [50KB]
- 売買差額返還請求書(別紙第14号様式) [51KB]
- 譲渡証明書(別紙第15号様式) [50KB]

譲渡証明書の様式
はこちらからダウ
ンロードできます。

(1) 売買用Webサイト利用届出書

※Webサイトから出力できます

(別紙第1号様式)

売買用Webサイト利用届出書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

届出者 住 所
名 称
役職・氏名 印

指定糖又は指定でん粉等に係る製造工場の届出及び実地確認について第1の1の規定に基づき、指定糖売買要領、指定でん粉等売買要領、指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等担保取扱要領並びに売買用Webサイト利用規約に同意の上、売買用Webサイトを利用するための部署名等を下記のとおり届けます。

なお、貴機構の事務手続きの瑕疵以外の事由によって生じた不利益については一切の異議を申し立ていたしません。

記

1 売買差額返還請求を行う場合の口座情報

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 金融機関名 | | 預金の種類 | |
| 支店名 | | 口座番号 | |
| 名義人 | | | |

2 売買用WebサイトのログインID利用部署・工場名

| | | | |
|----------|--|---------|--|
| 利用部署・工場名 | | | |
| 住所 | | | |
| 電話番号 | | | |
| 担当者氏名 | | メールアドレス | |

(注1)届出の内容に変更が生じた場合は、変更部分に*印をつけて、機構に書面にて届け出るものとする。ただし、部署・工場情報の変更に関し、売買用Web サイトを通じて届け出ることができるものとする。

(注2)ログインIDを廃止する場合は、機構にその旨を記載したログインID廃止届出書(任意様式)を提出するものとする。

(注3)1 売買差額返還請求を行う場合の口座情報は、価格調整法施行令第4条第4号ロ又は第37条第2号イ(製品輸出)の条件に基づく契約解除を行う場合に記載すること

(2) 製造工場届出書

※Webサイトから出力できます

(別紙第2号-1様式)

製 造 工 場 届 出 書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

届出者 住 所
名 称
役職・氏名

指定糖売買要領第4条第4項に規定する輸出貨物又は製品の製造工場として、下記のとおり届け出ます。

また、指定糖売買要領第22条第4項の規定に基づく、独立行政法人農畜産業振興機構からの必要な事項についての実地確認を容認します。

記

1 製造工場の情報

| | |
|-----------|--|
| 工場名称 | |
| 所在地 | |
| 対象要件 | |
| 製造用原料品の種類 | |
| 製品の種類 | |
| 輸出先 | |

2 添付書類 別表に掲げるもの

3 変更内容

| | 内容 |
|-------|----|
| 変更前 | |
| 変更後 | |
| 変更年月日 | |

(注1) 届出者及び1の製造工場の情報欄で届出た内容に変更がある場合は、変更部分に*をつけて機構に提出すること。

(注2) 2の添付書類の内容に変更がある場合は、3の変更内容欄に記載の上機構に提出すること。

(記載注意) 価格調整法施行令第4条第4号ハに規定する製品の場合は、記の1.製造工場の情報の輸出先欄に「一」を記載。

(3) 譲渡証明書

※機構HPから様式を取得
してください(6P参照)

(別紙第15号様式)

譲 渡 証 明 書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

住 所 (又は所在地)

氏 名 (又は名 称)

令和 年 月 日貴機構と売買契約済の下記1の指定糖の全部又は一部を下記2のとおり譲渡したことを証明します。

なお、これと同時に指定糖売買要領第22条第1項第3号又は第6号に該当する場合は同条第3項の規定による売買差額の返還の請求権及び同条第4項の規定に基づく実地確認も併せて移転することを通知します。

記

1 当初機構と売買契約した内容

| 承諾番号 | 種類 | 数量 | 売買差額 | 売買差額納付年月日 |
|------|----|----|------|-----------|
| | | | | |

| 売渡単価 | 買戻単価 | 備考 |
|------|------|----|
| | | |

2 譲渡した相手先並びに種類及び数量

| 譲 渡 し た 相 手 先 | 譲渡した種類及び数量 | | |
|---------------|------------|-----|-----|
| | 種 類 | 数 量 | 備 考 |
| 住 所 (又は所在地) | | | |
| 氏 名 (又は名称) | | | |

(4) 輸出貨物の製造及び輸出完了報告書

※Webサイトから出力できます

(別紙第12号様式)

輸出貨物の製造及び輸出完了報告書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿届出者 住所 (又は所在地)
(製造者) 氏名 (又は名称)

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第4条第4号ロに規定する同法施行規則第1条の2第1項に定める食品の製造が終了し、別添、輸出許可書(写し)のとおり輸出したので、指定糖売買要領第22条第2項第4号の規定により、下記のとおり報告します。
なお、同条第4項の規定に基づく実地確認によって、下記記載内容が変更になっても異存ありません。

記

製造工場名称

| No. | 輸出貨物 | | 売買差額の返還を受けられることができる原料品 | | 売買契約 年月日 | 売買契約者 | 承諾番号 | 輸入申告番号 | 輸入許可 年月日 |
|-----|------|---------|------------------------|---------|-------------|-------|------|--------|-------------|
| | 品名 | 数量(M/T) | 種類 | 数量(M/T) | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |

(注)「売買差額の返還を受けられることができる原料品」については、その製品における砂糖の含有量が把握できる第三者機関の分析表、譲渡証明書及び輸出許可書の写しを添付するものとする

(5) 売買差額返還請求書

※Webサイトから出力できます

(別紙第 14 号様式)

売買差額返還請求書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

住 所 (又は所在地)

氏 名 (又は名 称)

印

| | | |
|-----|--|---|
| 金 額 | | 円 |
|-----|--|---|

左記金額の返還を請求いたします。

- 1 返還請求する理由
- 2 買入れ及び売戻し承諾書番号
- 3 売買差額の納付年月日
- 4 返還を請求する額の計算基礎
- 5 返還金振込先

| | | | |
|-------|--|---------|--|
| 金融機関名 | | 預金の種類 | |
| 支 店 名 | | 口 座 番 号 | |
| 名 義 人 | | | |

記

(M/T、円)

| No. | 承諾番号 | 納付年月日 | 返還請求数量 A | 売渡単価 B | 売渡価額 C=A×B | 買戻単価 D | 買戻価額 E=A×D | 返還請求額 E-C |
|-----|------|-------|-------------|-----------|---------------|-----------|---------------|--------------|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | |

(注1) 返還請求数量は、機構と売買契約した品目(糖種)ベースの数量を記載すること。

(注2) 円未満は端数を切り捨てること。

(記載注意) 売買用Webサイトを利用して作成し、機構に提出する場合は押印を省略できる。

砂糖を使用した食品を輸出する皆様へ

砂糖の購入代の一部が返還される制度があります
輸出促進のため活用してみませんか

精製糖メーカーから購入した砂糖を原料として製造される食品を輸出した場合、砂糖の購入代に含まれる調整金（制度負担金）の返還を受けることができます。

返還される調整金とは

精製糖メーカーは原料糖を輸入する際、砂糖の国内生産を支援するため、トン当たり約10,000～40,000円（注）を調整金として納めています。この砂糖を使用した食品を輸出した場合、その食品に使用した砂糖の調整金に相当する額の返還を受けることができるという制度です。（注）四半期毎に変動します。



対象となる食品とは

- 以下の食品は砂糖の含有量にかかわらず対象となります。
菓子（ベーカリー製品を含む。）、果実、ジャム、マーマレード、果汁、清涼飲料水、乳酸飲料、トマトケチャップ又は野菜を缶、瓶、たるその他の容器に詰めたもの、リキュール、加糖粉乳、加糖練乳、甘納豆、おたふく豆、トマトジュース、汁粉、ぜんざい、ゆで小豆、甘味果実酒、シロップ類、砂糖カラメル
- 上記以外で全重量の40%以上の砂糖を含有する食品も対象となります。

まずはご相談ください



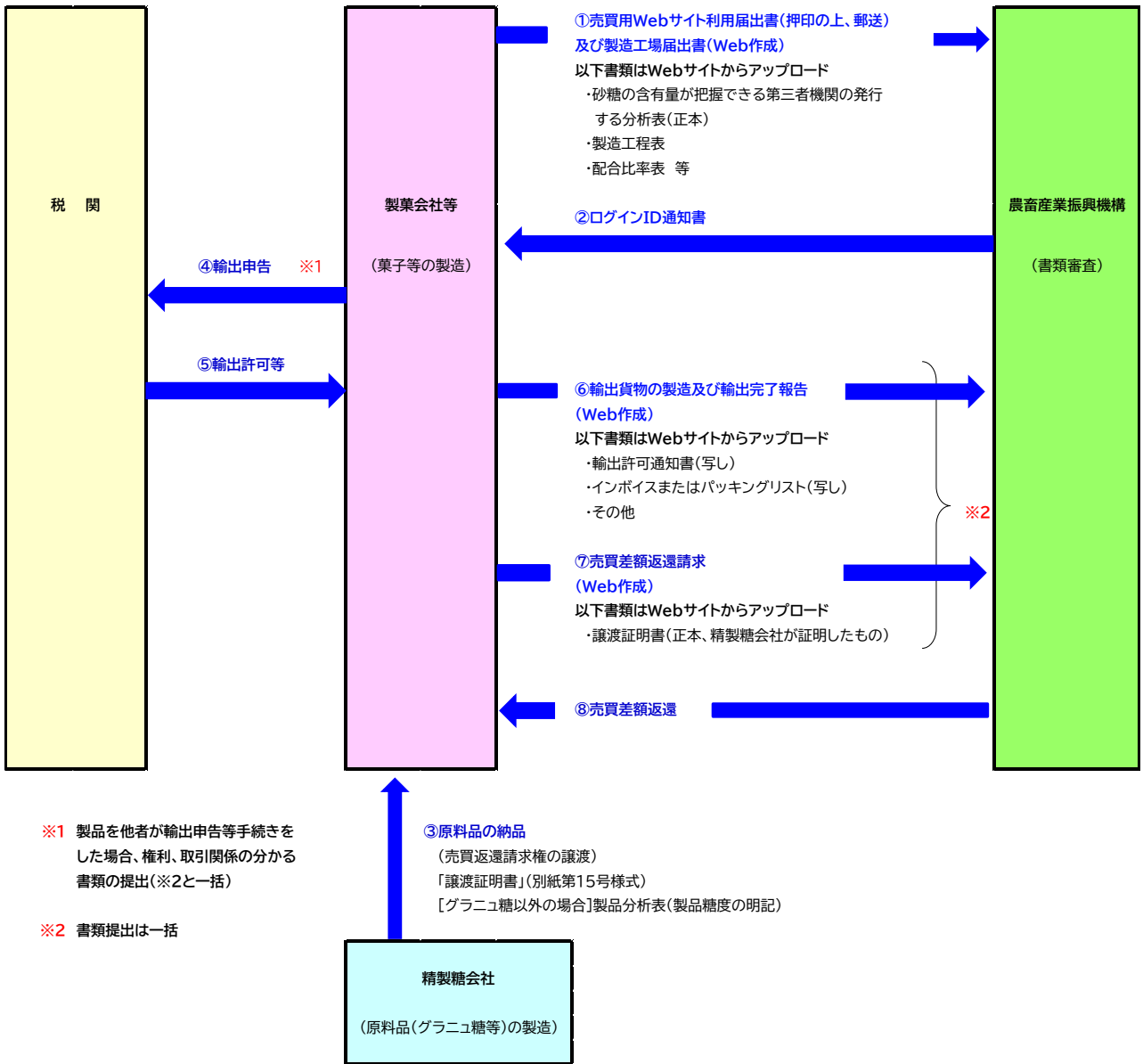
※手続き方法等の詳細はこちらまで
独立行政法人農畜産業振興機構
特産調整部輸入調整第一課

Tel:03-3583-8475

mail:alic-sugar01@alic.go.jp

<売買差額返還請求事務手続き>

全体的な事務手続きの流れ



<留意事項>

○ 売買差額の返還請求について

砂糖を主要な原料として製造された菓子等を輸出した際に、当該使用した砂糖の売買契約に基づく調整金を、返還請求することができます。

ただし、請求権は機構と売買契約をした者(精製糖会社等)の当該契約に係る輸入許可がされた日から5年以内に限って行うものとなっています。

手続き方法等のお問い合わせはこちらまでお願いいたします。

独立行政法人農畜産業振興機構
特産調整部輸入調整第一課

Tel:03-3583-8475

E-mail:alic-sugar01@alic.go.jp